

ローカル5Gの広域利用

大阪府・大阪市

総務省ローカル5G検討作業班の報告（案）について

- 第19回ローカル5G検討作業班にて、共同利用に関する考え方などについて、新世代モバイル通信システム委員会報告(案)として示された。

(第18回ローカル5G検討作業班にて示された方向性(案)との違いは末尾の参考資料のとおり)

①共同利用

- ・2以上の自己土地利用によって囲まれたエリアを「自己土地相当」とみなすことができる。
 - 共同利用区域内で後発の自己土地利用希望者が出た場合の課題はこれまでと同様。
後発の自己土地利用希望者は最大5年待つか、共同利用に参画する必要がある
先発の共同利用事業者は、5年後の事業継続性が見通せない
 - 周波数帯域を分割する可能性について初めて、総務省の報告(案)として言及
「自営用と面的な利用用途で屋外利用可能な周波数帯域を分割することも考えられる」
「面的な利用のための専用帯域を確保する必要性についても、引き続き検討」

②他者土地における移動制限の緩和

- ・免許人が適切に端末を管理している場合に限り、他者土地においても端末が移動しながら電波を発射することを認める。

③他者土地利用と自己土地利用の干渉調整方法の明確化

- ・制度上の解釈に変更なく、これまでどおり。

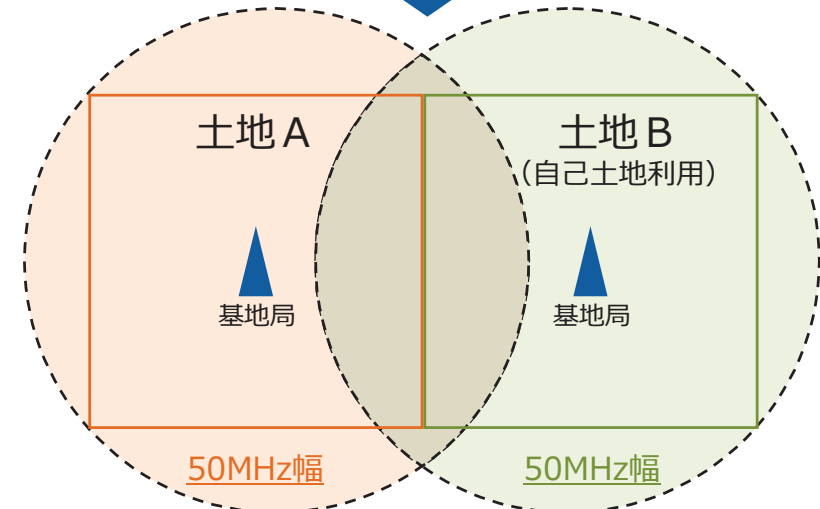
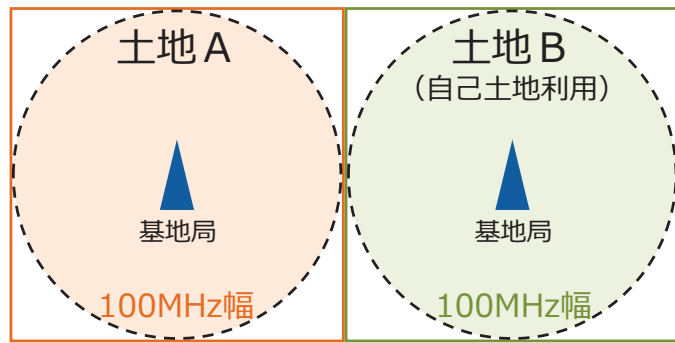
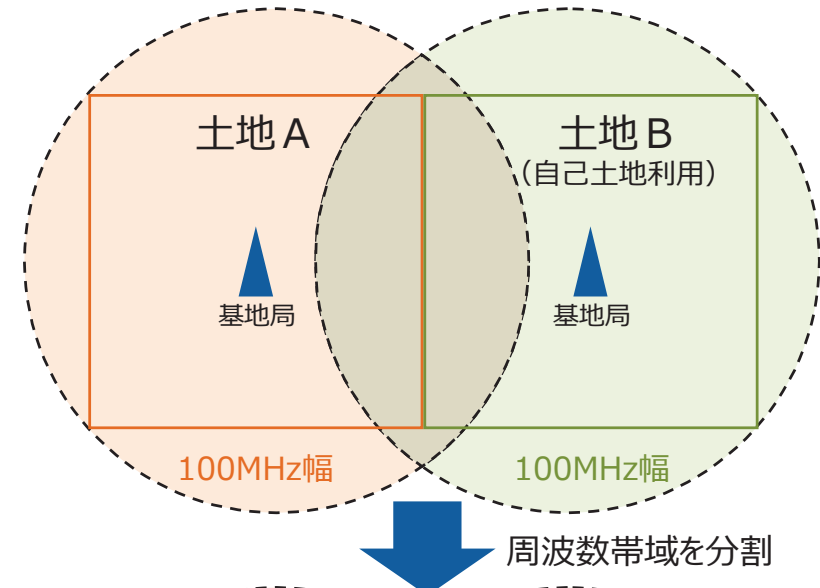
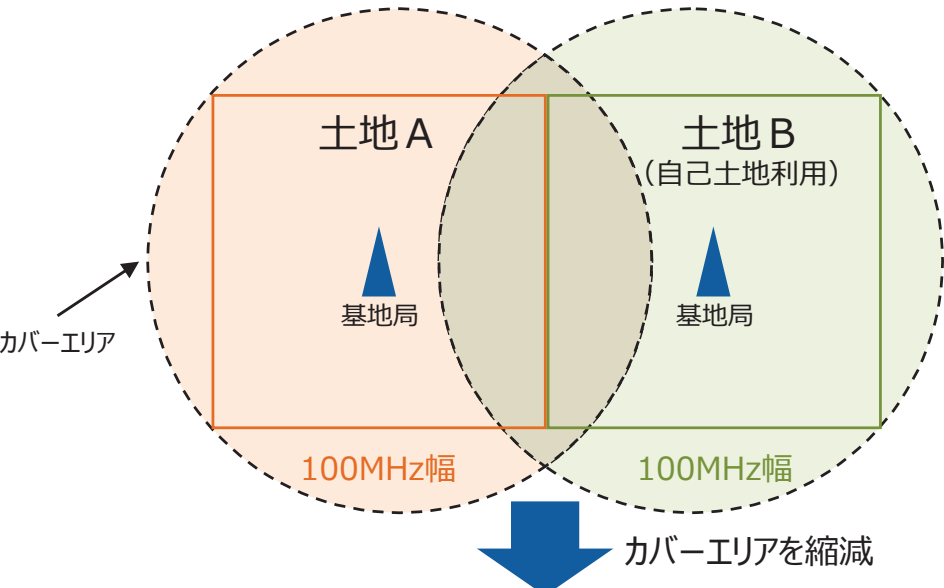
総務省ローカル5G検討作業班の報告（案）に対する大阪府・市の考え方

- 今回の報告(案)で示された「共同利用」については、複数の自己土地を一つの自己土地として取り扱えるようにはなるものの、共同利用区域外となる近隣の他者土地との干渉調整は依然として残る。
- また、前回の特区ワーキングでご説明した、「後発の自己土地利用希望者は最大5年待つか、共同利用に参画」、「先発の共同利用事業者は、5年後の事業継続性が見通せない」という課題も残るものと認識。
- 一方で、うめきた2期における具体的なユースケースや導入時期については事業性も含めて、現時点で確定できていない。
- 今回示された「共同利用」の活用や、前回大阪府・市が提案した「周波数帯域を分割する」案でなければできないことがあるのか、という点については、大阪府・市としても継続してユースケースの具体化を深めたいと考えているが、少なくとも次ページのようなケースについては、互いに近接する利用者同士にとって「周波数帯域を分割する」方がいいケースも想定される。
- 今回、特区ワーキングでの議論により、総務省の報告(案)では初めて、「周波数帯域を分割する」考え方が示されたが、これを早期に具体化していただきたい。

双方が双方の土地に干渉する形でカバーエリアを設定したい場合（主に屋外利用を想定）

周波数帯域を分割しない場合 （総務省案）

周波数帯域を分割する場合 （大阪府・市提案）



100MHz幅の帯域を引き続き利用できるが、カバ-エリアは縮減するため、双方にデメリット

帯域は50MHzに分割されるが、カバ-エリアは維持できるため、双方にメリット（異なる周波数帯で整理できれば、仮にカバ-エリアが重なっても干渉調整は不要）

(参考) ローカル5Gの広域利用等(ローカル5G検討作業班における案について)

	検討の方向性(案) (第18回ローカル5G検討作業班)	新世代モバイル通信システム委員会報告(案) (第19回ローカル5G検討作業班)
	広域利用について	共同利用について
(1)基本的な考え方	他者土地も含めて広域的にローカル5Gのエリア化を行う	複数の利用者の自己土地と一の基地局を含む必要最小限のエリアを自己土地相当とみなす「共同利用区域」を設定することが適当
(2)免許の有効期間	最大5年間	最大5年間
(3)免許申請時の自己土地利用希望者との調整	免許申請を行う前に、カバーエリア内の全戸にポスティング等で周知することでローカル5Gの自己土地利用を実施する予定がある旨の申出がないことを確認すること	<ul style="list-style-type: none"> 共同利用区域内において自己土地を有する複数の利用希望者からの同意を得る 共同利用区域内の他の新規利用希望者が容易に共同利用サービスの存在を把握できるよう、適切な方法(HPにおける情報公開やローカル5G推進団体等による周知やポスティング)により、周知広報を行う。なお、共同利用区域内に対しては、事前に周知を行うことも考えられる。
(4)再免許申請時の自己土地利用希望者との調整	免許申請時と同様に改めて、カバーエリア内の全戸にポスティング等で周知することで、ローカル5Gの自己土地利用を実施する予定がある旨の申出がないことを確認を行う →自己土地利用希望者が現れた場合、サービス提供を継続できなくなる可能性が高い	再免許申請を行うまでの間に、共同利用区域内の土地所有者等から自己土地利用の希望があった場合は、再免許申請に際して、自己土地利用希望者と必要な調整を行った上で、共同利用区域を改める等、所要の対応を行うことが適当 →自己土地利用希望者が現れた場合、サービス提供を継続できなくなる可能性が高い
(5)免許期間中の後発の自己土地利用希望者へのサービス提供	広域利用の免許人は、カバーエリア内の後発のローカル5Gの利用希望者に対し、サービスを容易に利用できる形で提供する必要があるが、広域利用側に利用者ごとのパラメータ設定まで求めることは適当ではない	共同利用の免許人は、共同利用区域内で新たに当該共同利用を希望する者に対して、共同利用サービスの提供を拒否してはならず、技術的制約の範囲内で可能な限り、新たに当該共同利用を希望する者の要請に応えるよう努める
(6)後発の自己土地利用希望者に対する優先度	(5)を満たした場合、引き続いての電波発射を認める免許の有効期間内は広域利用側が優先される →後発の自己土地利用希望者は、免許の有効期間(最大5年)を待つ必要がある	運用調整を行った上で、なお調整がつかない場合は、免許の有効期間に限り共同利用区域は自己土地相当と認められるものであることから、共同利用区域内においては、既存の免許人の運用が優先される →後発の自己土地利用希望者は、免許の有効期間(最大5年)を待つ必要がある
(7)周波数帯域の分割の考え方	二	自営用途と面的な利用用途で屋外利用可能な周波数帯域を分割することも考えられるが、面的な利用のための専用帯域を確保する必要性についても引き続き検討
	他者土地利用後に、他者土地側の自己土地利用があった際の考え方について	
他者土地利用と自己土地利用の干渉調整方法の明確化	他者土地利用のローカル5G無線局の免許取得後に自己土地利用の免許申請がなされた場合の扱いについて、①当事者間で干渉調整を実施し、②合意できない場合は他者土地利用側が空中線の位置や方向の変更等を実施するべきという従来通りの考え方について、「ローカル5G導入に関するガイドライン」等でより明確に記載することが適当	他者土地利用と自己土地利用の干渉調整方法については、当事者間で干渉調整を実施し、合意できない場合は他者土地利用側が空中線の位置や方向の変更等を実施するべきというこれまでの考え方をガイドライン等で明確化することが適当